

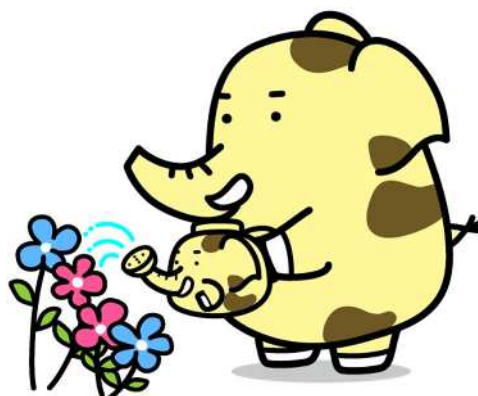
令和7年度

新座市就学相談のしおり

「共に育ち、学ぶ」



よりよい就学に向けて



©新座市 2010

新座市教育委員会 教育相談センター

〒352-8623

新座市野火止1-1-1 新座市役所 第二庁舎2階

電話：048-477-7204

※本しおり・就学相談票及び学校見学日程は、新座市ホームページより閲覧、ダウンロードが可能です。

はじめに

「共に育ち、学ぶ」よりよい就学に向けて

学校教育法施行令の一部改正(文部科学省平成25年9月1日施行)を受けた、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育推進の報告において、

『市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定することが適当である。』との指摘がなされ、基本的な前提として位置づけられています。

本市においては上記報告に準じて、就学支援委員会の意見を参考に就学先については保護者に最終的に決定していただきます。
「共に暮らすための新座市障がい者基本条例」より、「共に育ち、学ぶ」教育環境の推進を図りながら、きめ細かくわかりやすい就学相談を心がけてまいります。



©新座市 2010

目次

- 共生社会の形成に向けた特別支援教育について・・・・・・・・・・ P 1
- 多様な学びの場の紹介・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
- 新座市の通級指導教室の紹介・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4
- きこえとことばのチェックリスト（難聴・言語通級指導教室） P 6
- 未就学児用就学相談フローチャート・・・・・・・・・・・・・・・・ P 9
- 新座市就学相談の流れ(未就学児保護者・園施設用)・・・・・・・・ P 10
- 新座市就学相談の流れ(小・中学校在籍児童・生徒用)・・・・ P 13
- 学校における通級指導教室就学相談の流れ・・・・・・・・・・・・ P 14
- 学校見学・体験について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 15
- 就学相談 Q & A・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 16
- 相談窓口・連携機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 18
- 就学相談票（保護者記入用）【記入例】・・・・・・・・・・・・ P 20
- 就学相談票（保護者記入用）（片面）
- 就学に係る情報提供用紙（両面）
- 就学相談票の提出先・日程について・・・・・・・・・・・・ P 24

共生社会の形成に向けた特別支援教育

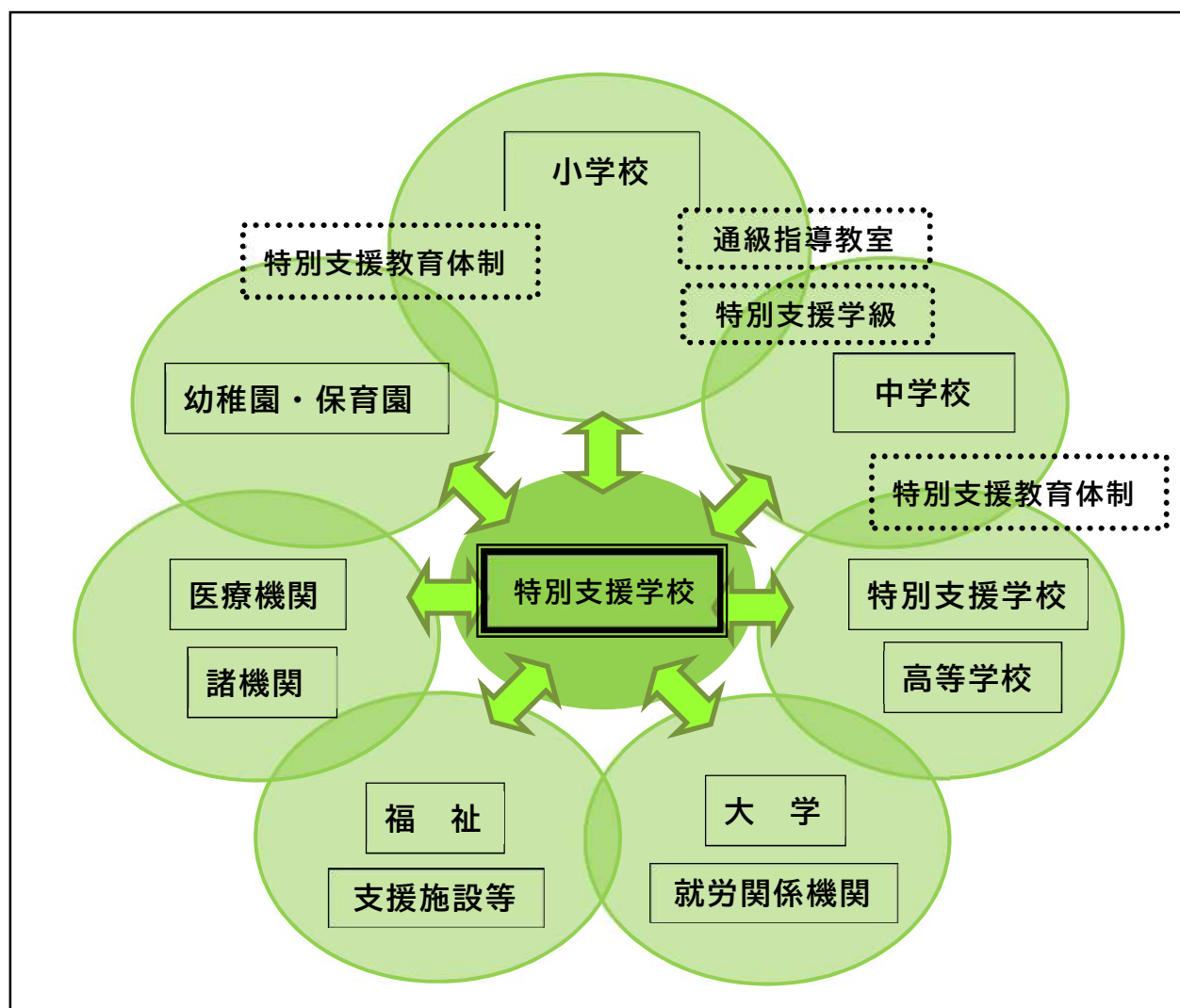
埼玉県では、インクルーシブ教育システムの構築に向け、障がいのあるなしに関わらず、児童生徒が共に学ぶことを追求するとともに、教育的ニーズに応じた連続性のある「多様な学びの場」を構築することを目指しています。

「多様な学びの場」には、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校があります。共に学ぶことを追求する仕組みとしては、交流及び共同学習や埼玉県独自の支援籍学習があります。

本市においても、以上の仕組み等を十分に活用し、一人一人の教育的ニーズに対応したきめ細かい指導や支援ができるよう取り組んでおります。



連続性のある「多様な学びの場」



* 特別支援学校のセンター的機能を活用

* 交流及び共同学習・支援籍学習等で連携

多様な学びの場を紹介！

※インクルーシブ教育の視点に立って、個々の子ども一人ひとりに
応じた支援を行っています。



通常の学級

- ・35人以下の編制
- ・学年別編制
- ・学習指導要領で定めた学年別の教育課程に基づき学習を実施



©新座市 2010

交流学習や共同学習の実施

特別支援学級

- ・8人以下の編制(少人数指導)
- ・障がい別・複式学級^(※1)

新座市では、全校に特別支援学級を設置し、
個別の支援の充実を図っています。

※1 複式学級…2 学年以上が一つの教室で学習をする形態のこと

- ・比較的軽度の障がいのある児童生徒が対象としている
- ・年間を通して個別の支援計画や指導計画を作成し、保護者と確認しながら計画的に支援を行っている
- ・新座市では通学班登校を実施しているが、子どもの実態によっては、保護者の送迎による登校も行っている

<令和7年度設置の特別支援学級>

【知的障がい学級】【自閉症・情緒障がい学級】【弱視学級】【肢体不自由学級】

【知的障がい学級】

- ・通常学級における下学年^(※2)の教育課程及び自立活動
- ・または特別支援学校における教育課程の内容を学習

【自閉症・情緒障がい学級及び弱視学級、肢体不自由学級】

- ・通常学級の当該学年の教育課程及び自立活動を学習
- ・児童生徒の実態によっては、下の学年の教育課程を行うこともある

※2 下学年…当該児童生徒の学年よりも年次が下の学年のこと

地域の小・中学校



支援籍学習……特別支援学校の子どもたちが、居住地の小中学校の児童生徒と年 1 回程度、学習や学校行事を通して交流を行うこと。
(埼玉県独自の活動)

特別支援学校

- ・知的障がい、聴覚障がい、視覚障がい、肢体不自由、病弱等で比較的重度の障がいのある児童生徒を対象としている。
- ・6 人以下＜重複障がいに関しては、3人まで＞の編制。(少人数指導)
- ・障がい別で学校編制されている。
- ・学年別学級編制によって特別支援学校における教育課程に基づいた学習(自立活動を含めた)が実施されている。
- ・障がいを考慮した施設・設備が充実している。
- ・児童生徒は、スクールバスなどを使って、広範囲から登校している。
- ・小・中・高等学校の一貫教育によって、キャリア教育も含め、長期的な視点で自立に向けた支援を行っている。



©新座市 2010

障がいの種別	学 校 名	住 所	電 話
知的障がい ※表下参照	所沢おおぞら特別支援学校	所沢市永井 619-7	04-2951-1102
	和光南特別支援学校	和光市広沢4-5	048-465-9780
肢体不自由	和光特別支援学校	和光市広沢4-3	048-465-9770
視覚障がい	塙保己一学園	川越市笠幡 85-1	049-231-2121
聴覚障がい	坂戸ろう学園	坂戸市鎌倉 14-1	049-281-0174

※所沢おおぞら特別支援学校…第二中・第四中学校区にお住まいの方が対象

(第二中・第四中学校区の小学校は、大和田小、東北小、東野小、新開小、新座小)

※和光南特別支援学校…新座中・第三中・第五中・第六中学校区にお住まいの方が対象

通級指導教室

- ・通常学級に在籍し、障がいにより、学習面や生活面に困難を感じている児童生徒を対象としている。
(ただし、現制度では、知的障がいのある児童は、対象外となっている。)
- ・障がいによる生活上・学習上の困難を改善し、克服するために障がいに応じた特別な指導を行う。
- ・週 1 回 1 時間程度の学習(自立活動)を行う。
- ・指導形態…マンツーマンでの指導及び、2～3人のペア学習を実施している。
- ・通学方法…【小学校】自校通級(設置校の場合)と他校通級(設置校へ保護者が送迎をする)を実施。
※令和 7 年度より、一部の学校では巡回指導を実施。(栗原小・新開小)
【中学校】通級指導担当の教諭が巡回指導を実施。

新座市の通級指導教室

通級指導教室とは、…。

努力だけでは改善しにくい特性（障がいによる生活のしにくさ、学習のしにくさ）を持った通常学級のお子さんを対象に、週1回1～2時間程度、個別指導を中心とした特別な教育課程による指導を計画的、かつ弾力的に行う指導形態の教室です。

※ 塾のように、補習や学力向上を目的とする教室ではありません。

①難聴・言語障がいの教室「きこえとことばの教室」

【設置校】・新座市立八石小学校（新座市野寺2－8－45）

・新座市立新開小学校（新座市大和田1－22－10）

お子さんに、こんな困り感がありませんか？

聞こえにくい

- ・補聴器や人工内耳をつけている。
- ・補助器はつけていないが、聞き取りにくさがある。

発音に誤りがある

- ・特定の発音が別の音に置き換わっている。

【例】「すいか」⇒「チュイカ」
「学校」⇒「ダットウ」

- ・口角の片側を横に引いて話すことがある。
- ・口唇口蓋裂や構音器官の麻痺等により、発音が不明瞭である。

吃音がある

- ・始めの音を繰り返すことがある。

【例】「あ、あ、ありがとう」

- ・始めの音がつまって出にくい。
- ・音を引き延ばして言うことがある。

【例】「あーりがとう」

学習内容の一例

- ・補聴器の装用や点検の仕方を練習する。
- ・補聴器や人工内耳を活用して聞き取り練習をする。
- ・難聴について学ぶ。
- ・基礎的な言語力を向上させ、言葉による心配を軽減する。

- ・口唇や舌の使い方を練習し、正しい発音が日常的に使えるようにする。
- ・コミュニケーション力をつける。

- ・話すことへの自信をつける。
- ・楽に話せるよう、話し方の練習をする。
- ・吃音について学び、自己認識を深める。

②発達・情緒障がいの教室「ふらねっとルーム」・「FLANET ルーム」

【設置校】・野寺小学校（新座市野寺5-1-24） ・東野小学校（新座市野火止6-22-12）
 ・新堀小学校（新座市新堀1-16-5）
 ・新座小学校（新座市新座2-14-1）※新座小が拠点校となり、新開小への巡回指導も実施。
 ・石神小学校（新座市石神1-10-20）※石神小が拠点校となり、栗原小への巡回指導も実施。
 ※中学校は、第三中学校・第四中学校・第六中学校が拠点校となり、市内6中学校へ巡回指導を実施。

お子さんに、こんな困り感ありませんか？

行動に関すること

- ・見通しがもてず、衝動的な行動が多い。
- ・不注意による失敗を繰り返してしまう。
- ・拘りが強く、なかなか切り替えができない。
- ・感情のコントロールがしにくい。

人との関わりに関すること

- ・相手の気持ちや暗黙のルールなどが分かりづらい。
- ・自分の気持ちを上手に伝えられない。
- ・困っても相談したり、支援を求めたりすることができない。
- ・思ったことを口にしてトラブルになることが多い。

学習に関すること

- ・気が散りやすく、課題を最後まで終わらせることができない。（集中力に欠ける。）
- ・優先順位が決められず、計画が立てられない。
- ・文字の書き分けが、難しく文字が乱れて読みにくい。
- ・話し言葉を書き言葉で表すことが難しい。
- ・目的に沿って、文章を書くことが苦手である。

学習内容の一例

- ・集団参加や対人関係のスキルやコミュニケーションの在り方を学ぶ。
- ・自分や相手の気持ちを理解し、感情のコントロールの仕方を学ぶ。
- ・状況に応じた行動や言葉遣いについて学ぶ。
- ・自分の得意・不得意を知り、自己理解の学習を行う。
- ・自分に合った学習方法を学び、その方法を取り入れて学習できるようにする。
- ・自分の学びやすい方法や環境に気づき、工夫したり、必要な支援を自ら求めたりする力をつける。
- ・自分の得意なことや強みを確認して、自尊心や意欲の向上を図るようにする。

※通常の学級における授業のうち、決められた時間に在籍する学級を離れて学ぶことになるため、週に1回1～2時間程度、参加できない授業があります。（遅刻や早退扱いにはなりません。行事などの際は、通級を欠席するなどの調整を行うことができます。）

・通級で抜けた授業の内容については、担任と相談の上、補習しています。

きこえとことばのチェックリスト



このチェックリストは、お子様について、

- ① 正しい発音で話せているか
- ② 吃音のために話しにくくなっていないか
- ③ 聞こえにくくて学習や生活で困っていないか

をチェックするためのものです。

- ① 日本語の発音は、一般的には、就学までに全ての音を自然と言えるようになることが多いです。就学後に発音できない・しにくい音がある場合は、スムーズな学校生活のために、早い段階で発音指導を受けることが望めます。
- ② 吃音は、年齢が上がるにつれて「恥ずかしい・自信をなくす」などの二次的な問題につながる場合があります。必要な時にはなめらかに話せるようになり、自信をもって生活できるよう早い段階からの指導が望めます
- ③ 聞こえにくさ(難聴)があると、新しいことばの獲得や学習に遅れが生じることがあります。また生活の中で、周囲の理解を得られないためにトラブルが生じる恐れがあります。

「きこえとことばの教室」では、週に1～2時間の指導により、上記のような困難を改善していきます。

以下の項目について、チェックしてみましょう。

チェック項目	どちらかに○	
ことばについて ①発音に誤りがある。 次のことばのうち、誤った発音をしているのはどれですか。 ()きりん → チリン ()じゃんけん → ジャンチェン、ジャンテン、ギャンケン ()がっこう → ダットー ()せんせい → テンテー、チェンチェー、シェンシェー、ヘンハー ()ぞう → ドー、ジョー、ゴー ()つくえ → チュクエ、ククエ ()ごはん → ゴアン、ゴワン、ドハン ()たいこ → タイト、カイコ ()いちご → イキゴ、イチド	ある	ない
②イ段の音が続くことばが言いにくく、どちらかの口角を引くことがある。 例: キリギリス、チキュウ、シリトリ、シャシン等のことばが不明瞭になる。	ある	ない
③話し声が鼻にかかったような音になっている。	ある	ない
④話しことば全体がはっきりしなくて聞き取りにくい。	ある	ない

⑤言い始めの音を繰り返したり、のばしたり、つまったりしてことばが出にくいことがある。 例:「そそそそれでね、」「そーれでね、」「そっ……………それでね」	ある	ない
きこえについて ①聞き返しや聞き逃しが多かったり、的外れな答えをしたりする。 ②テレビを大きな音にしていることが多い。 ③呼んでもなかなか振り向かない。	ある	ない
新座市「きこえとことばの教室」に関心がありますか。 指導を受けたい場合は、園や学校の担任の先生に連絡して、手続きを進めてください。	ある	ない
※その他 聞こえやことばについて、他に気にかかる点がありましたらメモしましょう。		

※この用紙を学校に提出する必要はありません。

＊ ＊ きこえとことばの教室は、こんなところですよ ＊ ＊

- 新座市のきこえとことばの教室設置校は八石(はちこく)小学校と新開小学校です。
- 発音に心配がある児童、吃音がある児童、聞こえにくい児童が対象です。
- 基本的には自分の学校、学級で授業を受け、週に1回、決まった曜日と時間に「きこえとことばの教室」で1～2時間の授業を受けます。
- その間、在籍校を遅刻・早退したことにはなりません。
- 基本的に、担当教師と1対1の授業です。
- 年度の途中でも、指導を開始したり終了したりできます。
- 設置校以外の学校から通う場合は、保護者(原則)に送迎していただきます。



未就学児の方は、
右ページのフローチャートにて、
就学に向けての相談方法をご検討くださ
い。



© 新座市 2010

未就学児用 就学相談フローチャート

小学校入学時のお子様の学びの場について、
どの学級で学ぶのがよいのか迷われていますか？

↓
迷っている

現時点での保護者の方の意向に
一番近いものをお選びください。

- A：特別支援学校を検討
- B：特別支援学級を検討
- C：通級指導教室を検討
 - 難聴・言語障がい
 - 発達・情緒障がい
- D：通常の学級を希望だが不安

↓
A、B、C の方

就学相談票等をご提出ください
審議結果を保護者の方へ通知します
全ての資料を学校へ情報提供します
＝提出物及び提出先＝
①就学相談票(保護者記入用)
②発達検査の結果(コピー)等を
教育相談センターへ提出ください

↓
迷っていない

現時点での保護者の方の意向に
一番近いものをお選びください。

- E：特別支援学校を希望
- F：特別支援学級を希望
- G：通常の学級を希望
 - 学校に伝えたいことがある
 - 障がい等による特性がある
- H：通常の学級を希望

↓
E、F の方

就学相談票等をご提出ください
審議結果を保護者の方へ通知します
全ての資料を学校へ情報提供します
＝提出物及び提出先＝
①就学相談票(保護者記入用)
②発達検査の結果(コピー)等を
教育相談センターへ提出ください

↓
D、G の方

情報提供用紙をご提出ください。学校へ情報提供いたします。
※ 情報提供の内容によっては教育委員会から連絡させていただきます。
※ 審議結果の通知はございません。
※ 就学時健康診断時に教育相談を受けることをお勧めします。

＝提出物及び提出先＝
①就学に係る情報提供用紙(保護者記入用) ②添付したい資料等

↓
H の方

教育相談センターへ提出するものではありません。

新座市就学相談の流れ（未就学児保護者・園施設用）

※ 事前に就学相談フローチャートにて就学の意向を確認してください。

A・B・C・E・Fの方が就学相談の対象となります。

1 「就学相談票」または「就学に係る情報提供用紙」を教育相談センター窓口（新座市役所第二庁舎2階）へご提出ください。《締切6月6日(金)厳守》

※就学相談の受付（窓口での対応）は、午前9時～午後3時45分となります。

それ以外の時間にご希望の場合は、事前にご連絡ください。

※日によっては窓口で対応できる人数が少ないため、お待たせすることがございますが、予めご了承ください。

(1) フローチャートの結果が A・B・C・E・Fの方

→ 「就学相談票」と「発達検査の結果(コピー)」を提出

フローチャートの結果が D・Gの方

→ 「就学に係る情報提供用紙」を必要に応じて提出

※就学相談票は市のホームページから入手、もしくは各園・施設から受け取ってください。

※在籍の園や施設に、就学相談票を提出する旨を伝えておいてください。

※各種書類受付時に、確認など15分程度お時間をいただきますのでご了承ください。

※発達検査結果は、審議を進める際に客観的な資料として使用しております。

※検査結果は、3年以内のものをご提出ください。

※発達検査結果をお持ちでない方は、早めの受診をお勧めしております。

※発達検査結果をお持ちでない方は、今後の審議や結果の通知が遅くなる可能性があります。

※通級指導教室を希望される方は、発達検査の結果を必ず添付しお申し込みください。

(2) 保護者から就学相談票受付後、教育相談センターより在籍している園や施設へ就学相談票(学校・園・施設記入用)の提出依頼。

(3) 園・施設から就学相談票(学校・園・施設記入用)を教育相談センターへ提出。

《締切6月16日(月)厳守》

※就学相談票は教育相談センターのホームページからダウンロードしてください。

2 就学予定の小学校(指定校)の特別支援学級の見学の予約を入れる。

・特別支援学級の見学日が確定しましたら、市ホームページに掲載いたします。(5月中旬頃)

就学予定の小学校(指定校)の見学日を確認のうえ、教育相談センターへ予約して下さい。

・県立特別支援学校へ就学を希望される方は、各学校のホームページを確認のうえ、各特別支援学校へ直接見学予約をお申込み下さい。

※新座市では、県立特別支援学校へ就学を考えている場合は、「見学・体験等」を

必須とさせていただきますのでご注意下さい。



© 新座市 2010

3 就学に向けての面談（6月中旬～8月上旬）

- ・ フローチャートの結果がB・C・Fの方は、教育相談（親子面談）を受けていただきます。

※面談実施日については、就学相談票提出時に調整させていただきます。

※その他の方でも教育相談（親子面談）のご希望がある方はお申込み下さい。

- ・ フローチャートの結果がA・Eの方は、就学支援委員会の委員がお子さんの在籍している園や施設等を訪問し、お子様の日常の様子等を確認後、9月から10月頃面談させていただきます。

就学時健康診断（10月頃）

- ・ 就学予定の小学校（指定校）にて、全ての新入学児童対象に行われます。
- ・ 必要に応じて入学後の学校生活等について、教育相談を受けることができます。
- ※ フローチャートD・Gの方は、学校との相談をお勧めします。

4 教育相談センターから保護者へ審議結果の通知（9月～11月頃）

- ・ 就学支援委員会の審議結果が出た方から、順次郵送で通知します。

※必要に応じて、審議結果を面談でお伝えする場合もございます。

※ 発達検査結果がない方は、通知が遅くなる可能性があります。

5 保護者からの回答書の提出をもって就学先決定（11月下旬まで）

- ・ 就学支援委員会の意見を参考にいただき、保護者の方が決められたご希望の就学先が
お子様の最終の就学先となります。

- ・ 県立特別支援学校に就学を考えられている場合は、埼玉県へ就学申請書類を提出するため、
10月中旬までに申請書類を教育相談センターへご提出下さい。

※教育相談センターから郵送された回答書は必ずご提出ください。

※回答書の内容により、必要に応じてご連絡させていただく場合もあります。

※ 一度決定された就学先を変更する場合は、12月末までをお願いします。

それ以降は学級編成の時期となるため、お受けできません。

※特別支援学校への入学は、2月初旬に県から送付される通知をもって決定となります。

各小学校・各特別支援学校入学説明会（1月下旬～2月上旬）

- ・ 就学先の入学説明会に参加します。
- ・ 必要に応じて入学後の学校生活について、各学校と情報共有してください。

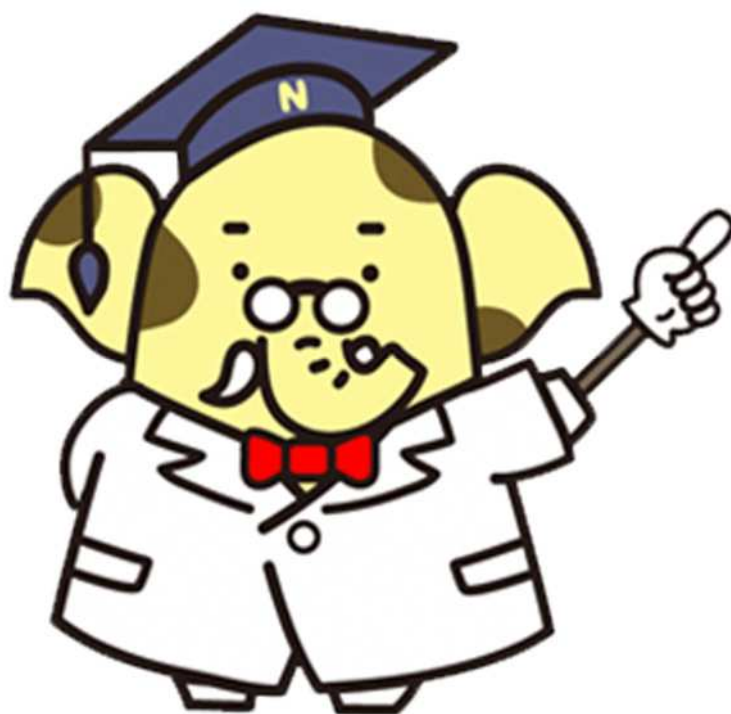
6 新年度 入学式

- ・ 入学後の就学相談につきましては、各学校へご相談下さい



©新座市 2010

在学児童生徒の保護者の方ページ



©新座市 2010

新座市就学相談の流れ（小学校及び中学校に在籍児童生徒用）

= 就学相談を考え始める目安について =

- ・ 学校生活において、本人や保護者に困り感が出てきた。
- ・ 友達とのトラブルが多く、困っているなど。



困り感がでてきたら・・・

- ・ 担任の先生に相談をしましょう
 - ・ 医療機関などで発達検査を受けましょう
- ※ 発達検査からお子様の特性などを知ることができます

1 担任の先生に「就学相談票」と「発達検査結果のコピー」を提出

- ※ 発達検査は、3年以内に実施された結果をご用意ください。
- ※ 検査から年数が経過している場合、未実施の場合は受検してください。

2 日常生活状況の把握

就学支援委員が学校へ訪問し、お子様の日常の様子を確認いたします。

3 就学支援委員会による審議

提出された就学相談票、発達検査の結果や日常の様子などを総合的に判断・審議し、お子様に合った就学先(審議結果)を学校に伝えます。

4 学校との面談

学校より保護者の方に審議結果をお伝えするため面談を行います。

5 面談内容の回答書をもって次年度就学先決定（11月下旬頃まで）

審議結果や学校との面談内容をふまえ、保護者の方がお子様の就学先を決定します。

- ※ 保護者の方が決められたご希望の就学先が、お子様の最終の就学先になります。
- ※ お子様の目線に立った検討を行うようにお願いいたします。
- ※ 一度決定された就学先を変更する場合は、12月末までにお願いします。

学校生活で困ったことがありましたら、まず担任の先生に相談しましょう

学校における通級指導教室就学相談の流れ

通級対象の児童・生徒の障がいの程度は、「通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの」となります。

(平成25年10月4日付文科初第756号文部科学省初等中等教育局長通知)(抄) - 1

※現制度では、知的障がいのある児童は、対象外となっています。

塾の個別学習のような学習の補習をするところではありません。

1 就学相談票と発達検査結果のコピーを各学校へ提出

○障がいによる生活のしにくさ、学習のしにくさを克服するための学びの場となります。

○通常の学級における授業のうち、決められた時間に在籍する学級を離れて学ぶこととなります。

そのため、週に1回1～2時間程度、参加できない授業があります。(遅刻や早退扱いにはなりません。行事などの際には、通級を欠席するなどの調整はできます。)

○児童・生徒の障がいの程度が、「一部特別な支援を必要とする程度のもの」か「継続的・日常的な支援を受けることが望ましい」かどうかを相談の中で検討いたします。後者の場合、特別支援学級をお勧めすることがあります。

※就学先の最終的な決定は保護者と本人の希望によります。

○現制度では、知的障がいのある児童生徒は対象とならないため、医師の助言、または発達検査の結果等の資料の提出を必須とし、参考とさせていただきます。

※通級の就学相談を受ける場合、就学相談票と発達検査の結果を学校にご提出ください。

※就学相談票は、新座市ホームページからもダウンロードすることができます。

2 在籍の学校と教育相談を行い、入退級についての合意形成

① 就学相談票の受付(保護者→学校)

② 担任、特別支援コーディネーターとの面談(保護者・学校)

③ 校内支援委員会による支援の検討(学校) ※支援・指導の可能性について

④ 検討内容の報告と入級についての面談(学校→保護者)

⑤ 学校から教育相談センターに面談結果の報告(学校→教育委員会)

※次年度の継続・退級の児童生徒については9月末までに各学校で決定し、教育相談センターに報告

***発達・情緒障がい…校内支援委員会による審議→新座市就学支援委員会**

***難聴・言語障がい…きこえことばの相談(設置校担当教諭)・審議(随時)**

3 就学支援委員会にて審議

4 新座市就学支援委員会(事務局)から審議結果の通知(随時)

※定員に余剰があれば、年度途中の入級、余剰が無い場合は、待機または次年度の入級

○小中学校在籍のお子さんの保護者の方には、学校よりご連絡させていただきます。

★すでに通級に通っている児童生徒の継続・退級について

○継続や退級は、在籍校の校内委員会にて確認します。

○指導の効果が十分に認められた場合や指導の効果が見られない場合、回数を減らしていくなど、退級を視野にその後の通級の指導が行われていく場合があります。

○継続や退級の希望は在籍校や通級担当教諭に相談してください。

学校見学・体験について

※ 見学・体験は、今年度 就学相談票を提出された方が対象となります。

1 埼玉県立特別支援学校の学校見学及び体験学習日程等について

見学等の申請につきましては、各特別支援学校のホームページ等で御確認のうえ、
該当校に直接お申し込みください。

※ 県立特別支援学校への進学を検討されている方は、必ずお申し込みください。

2 新座市立小・中学校特別支援学級の見学・体験等について

【6年生(次年度中学校へ入学する方)】

- ・ 4月頃、学校から配付される案内、またはホームページで日程を確認してください。
- ・ 保護者の方は、担任の先生へ見学の意向を伝えてください。
- ・ 小学校(担任→教頭先生)から、教育相談センターへお申し込みください。

【未就学児童】 ※就学予定の小学校(指定校)のみの見学・体験となります。

- ・ 4月下旬頃、ホームページに見学日程が掲載されますのでご確認ください。
- ・ 予約のお申し込みは、下記 教育相談センター担当まで 電話を入れてください。
- ・ 予約時に4点を担当にお伝えください。
 - ①見学を希望される小学校名、②見学日、③見学人数、④ご連絡先電話番号
- ・ 予約後は、予約した日時に直接小学校(職員室)へお越しください。
- ・ ※予約がない突然の訪問及び見学は、学校も対応できませんので、必ずご予約下さい。
- ・ ※学校事情で急遽予定が変更となった場合は、学校または教育相談センターから
ご連絡をさせていただくことがあります。予めご了承ください。

未就学児童の方の見学の予約やご質問については下記まで

新座市教育委員会 教育相談センター 就学相談担当
〒352-8623
新座市野火止1-1-1 新座市役所 第二庁舎2階
電話：048-477-7204

就学相談Q & A



【就学前】

Q：就学相談とは、どんな相談ですか？

A：お子様の特性や障がいの状況から、どのような学びの場がよりお子様のニーズに合っているかを相談することです。特別支援学級や特別支援学校への就学、通級指導教室への入室を考えている場合は申し込みが必要です。

Q：就学先について迷っている場合は、どうしたらよいですか？

A：迷っている状況をそのままお伝え下さい。

教育相談センターでは、支援や就学先についての相談を随時受け付けております。

Q：就学前に就学相談票を提出していないと、今後、支援学級や支援学校に入れませんか？

A：就学前に必ず提出する必要はありません。

入学後も毎年、担任の先生と相談して、就学相談を行うことができます。

Q：就学相談票の提出時、検査結果も必要と聞きましたが、どこで受ければよいですか？

A：かかりつけの病院で実施していない場合は、心療内科などがある病院や大学の心理学研究所などで実施してくれますので、早めに予約を入れて受けてください。

Q：低学年では通常の学級で学ばせたいのですが、就学相談票の提出は必要ですか？

A：低学年のうち「通常の学級」でとお考えでしたら就学相談票の提出は必要ありません。

入学後に学習や学校生活で支援が必要と考えられましたら、担任の先生に相談してください。また「通常の学級」への就学希望でも、お子様の特性や障がいの状況の情報を学校に知らせたいとお考えならば、「就学に係る情報提供用紙」に必要事項を記入のうえ、教育相談センターにご提出ください。

※内容によっては教育相談センターから連絡をさせていただくことがあります。

Q：特別支援学級の様子を知るために、見学することは出来ますか？

A：就学相談票を提出された年長のお子さま及び保護者の方は、就学予定の小学校（指定校）

の特別支援学級を見学することが出来ます。4月下旬頃教育相談センターのホームページに市内小・中学校見学日程が掲載されます。就学予定の小学校(指定校)の見学日をご確認のうえ、教育相談センターへ電話し予約を入れてください。

Q：健康面や身体面等で心配なことを就学前に学校に伝える機会がありますか？

A：10月頃実施の就学時健康診断や来年2月頃開催の入学説明会などの機会に小学校と相談できますが、事前に小学校に電話し相談の希望がある旨を伝えておくことをお勧めします。

Q：通常学級と特別支援学級では、学習する内容が違いますか？

A：違います。お子さんの特性や障がいの状態や経験等に応じて学習内容等を適切に設定できるのが特別支援学級です。

Q：特別支援学級と特別支援学校の違いを教えてください。

A：新座市内の全小・中学校に特別支援学級は設置されています。比較的軽度の障がいがあるお子さんに対し、少人数学級（8人）で一人一人の発達に合わせた学習を行います。特別支援学校は、比較的重度の障がいが見られるお子さんが就学できます。1クラス6名以下で学習を行います。



©新座市 2010

【就学後】

Q：小学校や特別支援学校に就学した後、転籍や転学の相談は出来ますか？

A：転籍や転学の相談は可能です。就学後は、それぞれの小・中学校、県立特別支援学校の担当が相談窓口となり、校長から新座市就学支援委員会に就学相談票が提出されます。

※転籍とは在籍変更のこと（通常の学級→特別支援学級、特別支援学級→通常の学級など）

※転学とは学校変更のこと（特別支援学級→特別支援学校、特別支援学校→特別支援学級など）

Q：中学校で特別支援学級に入ると、高等学校普通科を受験できないと聞きますが...

A：高等学校普通科を受験することは出来ます。中学校卒業後の進路は、様々な選択があります。本人の意思を尊重し、将来の自立に向けてどの選択肢が良いかをじっくり考え、家族で話し合うことが大切です。

Q：通級指導教室はどのような学習をしますか？

A：障がいによる学習や生活上の困難を改善・克服するため、障がいに応じた特別の指導（自立活動に相当する指導）を行います。原則マンツーマンでの指導となります。学習内容によっては2～3人のペア・グループ学習を行う場合がございます。全て担当教師が指導します。指導時間はおよそ1時間程度です。

相談窓口・連携機関

【子どもに関わる相談】

- 新座市役所子ども支援課 家庭児童相談室

住所 新座市野火止1-1-1 新座市役所本庁舎2階

☎ 048-477-2865

- 新座市児童発達支援センター「アシタエール」

住所 新座市堀ノ内2-3-47

☎ 048-485-8921

【サポート手帳・療育手帳に関わる相談】

- 新座市役所障がい者福祉課 障がい者支援係

住所 新座市野火止1-1-1 新座市役所本庁舎1階

☎ 048-477-6891

- 児童相談所（朝霞児童相談所）

【心理相談、発達検査】

- 跡見学園女子大学 心理教育相談所

住所 新座市中野1-9-6 新座キャンパス心理教育相談所

☎ 048-478-2177

- 発達検査は病院・療育・大学等の検査機関の指定はございません。
かかりつけ医がある場合はそちらでご相談ください。

【個別療育やご家庭への支援】

- 南西部地域療育センター

住所 志木市下宗岡1-23-1 児童発達支援センターみつばすみれ学園内

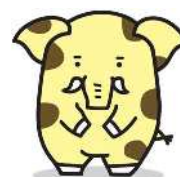
☎ 080-9650-1375

※利用にはいくつかの条件があります。直接お問い合わせください。

【特別支援学校について】

- 県立各特別支援学校

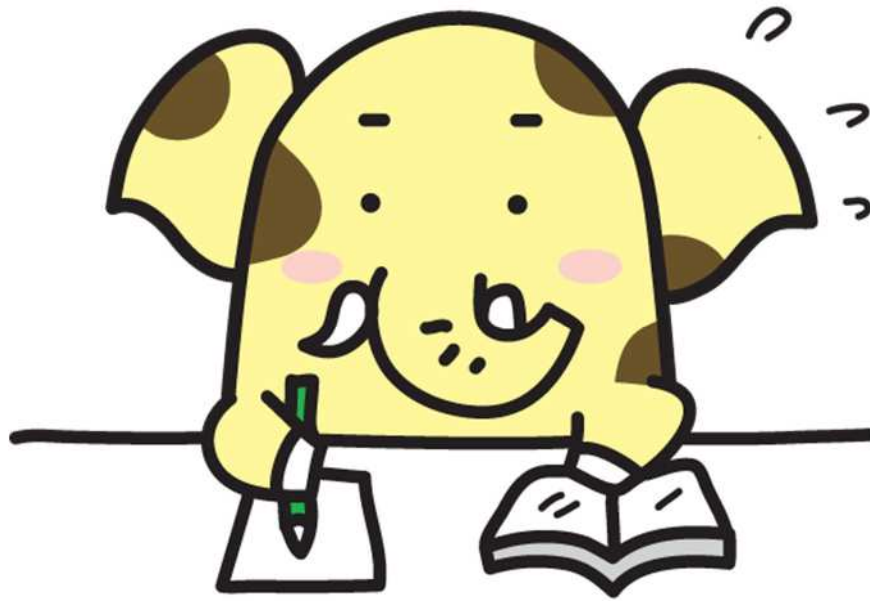
詳しくは各特別支援学校のホームページをご確認下さい。



©新座市 2010

資 料 集

未就学児(フローチャート D・G の方)



©新座市 2010

※「就学相談票」「就学に係る情報提供用紙」の様式が入っています。ご利用ください。

就学相談票及び記入例について

1 保護者記入用紙（様式1-1）

【様式1-1】（未就学児・児童・生徒）

令和 年 月 日

特別支援教育に関わる就学相談票 (秘) (保護者記入用)

本枠内全てご記入下さい

(ふりがな) 児童・生徒氏名	()	性別	幼稚園・保育園・施設・学校名	幼稚園・保育園 小学校・中学校
生年月日	平成・令和 年 月 日	日生	組	担任： 先生
住 所	〒 新座市	現在の在籍学級	通常・知的・自閉情緒	担任： 先生
保護者氏名(送附者)	続柄	連絡の取りやすい電話番号 のご記入をお願いします。	担任： 先生	担任： 先生
ご連絡先(日中)	氏 名	続柄	氏 名	続柄
家族構成	氏 名	続柄	氏 名	続柄
所有手帳	(障がい福祉サービス受給者証) ※療育に通うために取得したもの (平成・令和 年 月 日交付) 申請中・無	(療育手帳) (A)・(B)・(C) (平成・令和 年 月 日交付) 申請中・無	(身体障がい者手帳) 種 級 (平成・令和 年 月 日交付) 申請中・無	(精神障がい者保健福祉手帳) 種 級 (平成・令和 年 月 日交付) 申請中・無
身体状況	体質・病気 良好・() 既往症 ()	視 覚 良好・(例：右0.2 (メガネあり))	聴 覚 良好・()	言語 良好・()
検査結果の有無	検査名	検査年月日	結果 (IQ数値など)	
有 →	WISC・田中ビネー	令和 年 月 日	FSIQ- VCI- PRI- WMI- PSI-	
無 →	その他 ()	予約検査医療機関名	受検予約日	検査結果提出予定日
		例 △△△△病院	R6.5.30	R6.7.30 頃
未受診の場合	診 断 名	例：自閉スペクトラム症	□未受診	今回就学相談票を提出した経緯について (複数回答可)
	病院名・医師名	例：少人数での学習環境が望ましい	かかりつけの医療機関での情報がありましたらご記入下さい。	
	医師からの就学に関するアドバイス	例：通級を受けるとよい	また受診されていない場合「未受診」に□をお願いします。	
	例：集団生活に適應できる など			
就学先についてのご意向	※この欄は必ずご記入下さい (出生時から現在までの心配なことなども含めご記入下さい)			
	提出時点での意向 (一番近いものに○をお願いします)			
	1 特別支援学校を検討			
	2 特別支援学級 (知的・自閉情緒・その他) を検討			
	3 特別支援学級 → 通常の学級へ在籍変更を検討			
	D1 通級指導教室 (難聴言語) (新規・継続)			
	D2 通級指導教室 (発達情緒) (新規・継続)			
	就学先についての現時点での意向を○で囲んでください。			
	令和 年 月 日			
	保護者氏名			
	* 就学先について気になっている点や迷われているご相談内容等を具体的に記入してください。			
	(1) 相談で作成した相談票及び資料・諸検査の結果等の写しについて、就学先の学校及び関係機関に提出することを承諾します。			
	(2) 発達検査等の提出書類が9月末までに揃わない場合は、それまでに提出いただいた書類及び園や学校での様子等で意見をまとめることを承諾します。			
	※D2通級指導教室(発達情緒)の相談は発達検査を受けてからお申し込み下さい。			

取り扱いに十分に留意し、円滑な入学準備に向けて活用いただきます。日付・ご署名をお願いいたします。

(保護者記入用)

太枠内全てご記入下さい

(ふりがな) 児童・生徒氏名		()		性別	幼稚園・保育園・施設・学校名				幼稚園・保育園 小学校・中学校																
生年月日		平成・令和 年 月 日生			未就学児 記入	組		担任： 先生																	
住 所		〒 ー 新座市			小・中 のみ 記入	現在の在籍学級		通常・知的・自閉情緒																	
保護者氏名(連絡窓口)				続柄		通常の 学級	年 組	担任： 先生																	
ご連絡先(日中)		ー		ー		特別支援 学級	年 組	担任： 先生																	
ご連絡先(日中)		ー			昨年度就学相談を受けた		は い ・ いいえ																		
家族 構成	氏 名		続柄	氏 名		続柄	氏 名		続柄	氏 名		続柄													
所有 手帳	(障がい福祉サービス受給者証) ※療育に通うために取得したも (平成・令和 年 月 日交付) 申請中・無																								
	(療育手帳) (A) ・ A ・ B ・ C (平成・令和 年 月 日交付) 申請中・無 (最重度) (重度) (中度) (軽度)																								
	(身体障がい者手帳) 種 級 (平成・令和 年 月 日交付) 申請中・無																								
	(精神障がい者保健福祉手帳) 級 (平成・令和 年 月 日交付) 申請中・無																								
身体 状況	体質・病気	良好・ ()				既往症 ()																			
	視 覚	良好・ ()				聴 覚	良好・ ()																		
	言 語	良好・ ()				肢 体	良好・ ()																		
検心 査等 (発達 結果)	検査結果 の有無 いずれかに ○を付け詳 細をご記入 下さい	有 →	検 査 名		検査年月日		結 果 (IQ数値など)					※検査結果について※ ・幼児期・学童期の成長は著しいため3年以内の検査結果を参考とさせていただきます。 ・検査結果をお持ちの場合は必ずご提出下さい。 ・教育相談センターへはコピーをご提出下さい。													
			WISC・田中ビネー		令和 年 月 日		FSIQ- VCI- PRI- WMI- PSI-																		
		無 →	※検査結果が無い方へ 審議の資料にするため、検査結果が必要となります。9月末までに検査結果が提出できるように早めに医療機関へのご予約をお願いします。		予約検査医療機関名		受検予約日		検査結果提出予定日		今後予約 頃 □														
未受 診の 場合 の 医 療 機 関 情 報	診 断 名					□未受診		今回就学相談票を提出した経緯について(複数回答可)																	
	病院名・医師名							1	現在の在籍を変更をしたい		4	園・施設・学校にすすめられた													
	医師からの就学に関するアドバイス							2	子どもの最適な学びにつなげたい		5	子どもの特性について学校に知っておいでほしい													
就 保 学 先 に つ き 合 う 意 向	※この欄は必ずご記入下さい (出生時から現在までの心配なことなども含めご記入下さい)						提出時点でのご意向(一番近いものに○をお願いします)																		
	□ 本人の希望あり □ 本人は希望なし □ 本人は不明または確認していない						全 て の 方 が 記 入 (必須)	1	特別支援学校を検討																
								2	特別支援学級(知的・自閉情緒・その他)を検討																
3								特別支援学級 → 通常の学級へ在籍変更を検討																	
							D1	通級指導教室(難聴言語) [新規・継続]																	
							D2	通級指導教室(発達情緒) [新規・継続]																	
* 就学相談資料等の取り扱い及び審議の進め方について(確認) *													* ご署名をお願いします。												
(1) 相談で作成した相談票及び資料・諸検査の結果等の写しについて、 就学先の学校及び関係機関に提出することを承諾します。													左記(1)及び(2)を確認しました。 令和 年 月 日												
(2) 発達検査等の提出書類が9月末までに揃わない場合は、それまでに提出いただいた書類及び園や学校での様子等で意見をまとめることを承諾します。 ※D2通級指導教室(発達情緒)の相談は発達検査を受けてからお申し込み下さい。													保護者氏名												

事務局使用欄 指定校：() 小学校・() 中学校・() 特別支援学校

指定校確認 □ 受付担当 → □ 担当指導主事 → □ 学務課担当 → □ 確認・訂正 → □ 相談センター室長

※ 提出締切日：6月6日(金)(教育相談センター必着)までにご提出ください

その他情報

以下、回答可能な範囲でご記入ください

身体状況	体質・病気	良好・（ ）		既往症（ ）							
	視 覚	良好・（ ）		聴 覚	良好・（ ）						
	言 語	良好・（ ）		肢 体	良好・（ ）						
検査等（発達） 検査結果	検査結果がある場合は ご記入下さい	検 査 名	検査年月日	（IQ 検査結果 数値など）	WISC-V	FSIQ-	VC1-	VSI-	PRI-	WMI-	PSI-
		WISC・田中ビネー その他（ ）	令和 年 月 日		WISC-IV	FSIQ-	VC1-	PRI-	WMI-	PSI-	
					田中ビネー						
					その他						
	医療機関情報	診 断 名			療育等からの アドバイス						
病院名・医師名											
医師からの就学に関するアドバイス											

小学校への相談内容

※この欄は全員、必ずご記入下さい

(成育歴・心配なことなどなるべく詳しくご記入下さい)

※ 提出締切日：6月6日(金)(教育相談センター必着)までにご提出ください

就学相談票の提出・日程について

【未就学児】

	未就学児保護者	園長・施設長
提出書類	①就学相談票(保護者記入用) ②発達検査等の結果のコピー ※後日提出可 ※発達検査の種類：WISC、 田中ビネー、新版K式など	①就学相談票(学校・園・施設記入用) ※教育相談センターに就学相談票を 提出された方をご連絡しますので、 対象児童の内容をご記入下さい
提出先	教育相談センター	教育相談センター
提出期限	令和7年5月1日(木) から 6月6日(金)まで ※締切厳守でお願いします	教育相談センターから依頼した日程から 最終6月16日(月)まで ※締切厳守でお願いします

【6年生及び中学生】

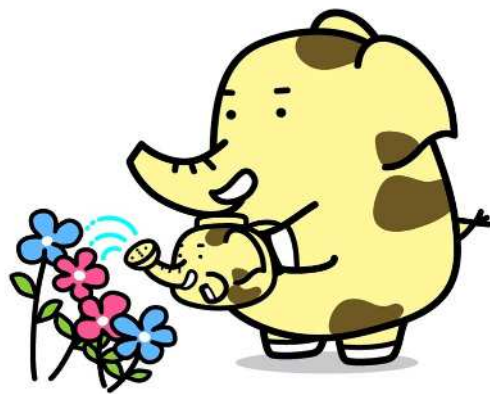
	6年生及び中学生の保護者	小・中学校長
提出書類	①就学相談票(保護者記入用) ②発達検査等の結果のコピー (後日提出可) ※発達検査の種類：WISC、 田中ビネー、新版K式など	①就学相談票(保護者記入用) ②発達検査等の結果のコピー (後日提出可) ③就学相談票(学校・園・施設記入用)
提出先	担任の先生→学校長	教育相談センター
提出期限	令和7年5月1日(木) から 5月30日(金)まで ※締切厳守でお願いします	令和7年5月1日(木) から 最終6月16日(月)まで ※締切厳守でお願いします

※ 小学6年生は中学への進学のため、1～5年生と提出期限が異なりますのでご注意ください

【小学1～5年生】

	1～5年生の保護者	小学校長
提出書類	①就学相談票(保護者記入用) ②発達検査等の結果のコピー (後日提出可) ※発達検査の種類：WISC、 田中ビネー、新版K式など	①就学相談票(保護者記入用) ②発達検査等の結果のコピー (後日提出可) ③就学相談票(学校・園・施設記入用)
提出先	担任の先生→学校長	教育相談センター
提出期限	令和7年5月1日(木) から 1学期終了日まで ※締切厳守でお願いします	令和7年5月1日(木) から 8月20日(水) ※締切厳守でお願いします

※通級については、発達検査の結果が出てからお申込みください。



©新座市 2010